

令和6年度 第2回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年5月

魚沼市農業委員会

令和6年度第2回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
○		2	貝瀬 正美	
○		3	高橋 祐次	
	○	4	小岩 孝徳	
○		5	蕪澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁右エ門	
○		8	星 野 幸 夫	
○		9	佐 藤 洋 一	
○		10	浅 井 典 裕	
○		11	小 幡 中 治	
○		12	阿 達 正	
○		13	吉 田 久	
○		14	穴 沢 勝 也	
○		15	櫻 井 信 夫	
○		16	佐 藤 陽 二	
○		17	瀧 澤 悟	
○		18	桑 原 正 文	
○		19	上 村 喜 久 雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		斎 藤 勝 浩	
○		森 山 玲 子	
○		櫻 井 紀 彦	

令和6年度 第2回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和6年5月27日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 14 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 5 番 葦澤 芳子 委員 6 番 井口 恒一郎 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請について 事業計画変更承認申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
5		その他 閉会宣言 15 時 25 分

令和6年度 第2回魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年度第2回魚沼市農業委員会総会は、令和6年5月27日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

時間になりましたので総会に先立ちまして、本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届けのあった方、議席番号4番小岩孝徳委員の1名です。出席者数18名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和6年度第2回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は14時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菝澤芳子委員）

市内全体のパトロールに関して、堀之内地区の重点パトロール地区については、本日の総会の前に第1部会で集まり、話し合った結果、栃原の西又川付近を皆さんに見てほしいということで決まりましたので、報告いたします。以上です。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

前回の総会終了後、集まってもらいまして、農地パトロールの候補地について検討しましたが、今年は小出地区をパトロールするということで決まりました。他は報告事項はありません。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会は特にございません。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4部会の方々、総会終了後、後方にお集まりをいただきたいと思います。以上です。

広報部会会長（阿達正委員）

広報部会は特にありません。

議長（上村会長）

それでは、日程1報告事項につきまして、それぞれ報告がありました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に指名を一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、指名をさせていただきます。まず議席番号5番蕪澤芳子委員及び議席番号6番井口恒一郎委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は52件、105筆、124,300.00㎡の届け出がありました。解約の理由は、酪農業廃業のため、労力不足、第三者に利用権設定、契約を変更するため、第三者に売却、貸借人への売却となっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきましては、事前配付ということで目を通していただけたかと

思います。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の15ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は15件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後市内の方が継続して耕作されていくものと思います。整理番号4番、5番、10番、11番、14番は相続手続きの遅れにより司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の17ページをご覧ください。

日程第3報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、今月は1件の届け出がありました。

整理番号1	申請地	*****	田	155 m ²
	申請人	*****		

転用目的 農機具格納庫敷地

議 長（上村会長）

報告第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の19ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は使用貸借権設定2件です。

整理番号1番及び2番は、農業者年金を受給するための使用貸借権設定です。

議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特になさいますので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての使用貸借権に関わる整理番号1番・2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め許可いたします。

事業計画変更承認申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号事業計画変更承認申請について議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の23ページをご覧ください。

議案第2号事業計画変更承認申請について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか1筆	合計497㎡
	当初計画者	*****		
	承継者	*****		

	当初計画目的	賃貸住宅建設敷地		
	変更転用目的	一般住宅建築敷地		
	変更理由	当初申請していた融資が受けられなくなり、計画していた事業の実施が困難となったため		

申請地については、平成30年10月5日付け魚振農第184006号において賃貸住宅建設敷地を目的に合計1,095㎡の転用目的の許可を得ましたが、当初申請していた融資が受けられなくなり、計画を断念しました。

この度、当初計画していた農地2筆を4筆に分筆をした上で、内2筆において、承継者が申請地にて住宅を新築するため、事業計画変更の申請があったものです。

なお、一般住宅建築敷地として転用する497㎡以外の面積減少分2筆598㎡については、当初計画者が引き続き農地として利用します。

議長（上村会長）

議案第2号事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

阿達正委員

整理番号1番ですが、現場を確認してきました。2筆だけの住宅敷地については、特に問題ないと思います。以上です。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第2号事業計画変更承認申請についての整理番号1番について、申請どおり承認してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認いたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

日程第4議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の25ページをご覧ください。

議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	畑ほか1筆	合計 300 m ²
	農地区分	第3種農地		
	申請人	*****		
	申請概要	居宅及び車庫		
	転用目的	居宅及び車庫敷地		
	判断理由	住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんしているため		

申請人は、申請地を居宅及び車庫敷地として利用するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念しており、居宅敷地にあつては昭和44年頃より、車庫にあつては昭和51年頃より既に申請地の一部において、居宅及び車庫を建設して利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっています。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

桑原正文委員

整理番号1番ですが、5月15日に申請人が私のところに来られてお話をされていきました。その後、森山推進委員と5月22日に現地を確認いたしました。確認日に本人にお会いできなかったのですが、内容については事務局の説明のとおりであります。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の27ページをご覧ください。

議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は3件です。

整理番号1 申請地 ***** 畑 206 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 *****
譲受人 *****
申請概要 駐車場3台
転用目的 駐車場敷地
判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため
譲受人は申請地の近くで事業を行っていますが、従業員の駐車場が不足していること、また今後従業員の増員も予定していることから、駐車場敷地として申請地を取得し、隣接する駐車場と一体的な利用をするため申請があったものです。

整理番号2 申請地 ***** 田 572 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 *****
譲受人 *****
申請概要 一般住宅2階建1棟
転用目的 一般住宅建築敷地
判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため
譲受人は現在アパートに居住していますが、結婚を機に申請地を取得し、住宅を新築するため申請があったものです。

整理番号3 申請地 ***** 田ほか1筆 合計 497 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 使用貸借権設定
貸付人 *****
借受人 *****

申請概要 一般住宅2階建1棟
転用目的 一般住宅建築敷地
判断理由 申請地からおおむね300m以内に関越高速自動車道小出インターチェンジがあるため

申請地は、議案書 23 ページ、議案第 2 号事業計画変更承認申請についてでご説明した*****地内の農地です。借受人は現在アパートに居住していますが、家族が増え、住居が手狭となったため、父親所有である申請地に住宅を新築するため申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第 4 号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

櫻井信夫委員

整理番号 1 番ですが、土地の所在地、面積、譲受人、譲渡人、転用目的につきましては事務局の説明のとおりです。5 月 9 日、申請代理人から連絡がありまして、現地を確認しました。現地は雑草が生い茂り、耕作放棄状態というかたちでした。特に問題はありません。以上です。

阿達正委員

昨日、整理番号 2 番の現地確認をしてきました。アパートと住宅の間の土地でして、今は草がだいぶ生い茂っておりました。そこへ家が建つということですので、問題ないと思います。

整理番号 3 番につきましては、これも先ほど説明したとおり、昨日現地を確認し、特に問題はないと思います。事務局の話したとおりです。以上です。

議長（上村会長）

議案第 4 号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

井口恒一郎委員

整理番号 3 番について少しお尋ねしたいのですが、この宅地に伴う関係で、位置利用計画図の 2 ページを見ますと、道と今回住宅を建てようとする間に 2 筆小さい筆があるみたいですが、これはどういうかたちになっているのかお聞かせ願いたいんですが。

事務局（櫻井主任）

番地と言いますと*****と*****でしょうか。

井口恒一郎委員

はい。

事務局（櫻井主任）

こちらは道路になっています。

井口恒一郎委員

そうしますと、この 2 筆はどこ土地になっているのか。市道か農道か。

阿達正委員

現場を見てきたのですが、コンクリートで道になっています。

井口恒一郎委員

そうしますと、農地でないということですね。

阿達正委員

多分そうだと思います。もう道になっています。

桑原正文委員

多分これは、道路拡幅で買収済みになった場所じゃないかと思うんですけども。

井口恒一郎委員

買収済みであれば、こういう筆が出てこないで、道というかたちにならないんでしょうかね。

桑原正文委員

多分買収した後に、このような地番で残っているところがほとんどみたいな気がします。

井口恒一郎委員

農地になっていなければよろしいんですが。後日確認しておいてください。

議 長（上村会長）

事務局で、現況を確認してください。

事務局（櫻井主任）

確認させていただきます。

井口恒一郎委員

よろしく申し上げます。以上です。

議 長（上村会長）

その他、どうでしょうか。

（特になし）

それでは、整理番号3については、現況の図面を確認してもらおうということなので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番ついて、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第4号農地法5条第1項の規定による許可申請についての整理

番号1番から3番まで、異議なしと認め、許可いたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の29ページをご覧ください。

議案第5号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は2件、2筆、合計1,396㎡です。

整理番号1	申請地	*****	田	1,207㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	平成年月日不詳より耕作放棄。*****を挟んで*****あり。河川堤防及び山林に隣接し、雑草雑木が繁茂した窪地である。農耕車両等の進入不可。耕作不適・耕作不便。		
整理番号2	申請地	*****	畑	189㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	平成年月日不詳より耕作放棄。山間地で隣接する山林と一体原野化し、笹及び雑草雑木が繁茂しており、農地としての利用困難。		

以上、2件につきまして、現地確認の状況から変更に変更できるものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番・2番について、決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第6号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の31ページをご覧ください。

議案第6号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法等一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされる改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	84件
	筆数	224筆
	面積	279,603.79 m ²

所有権移転	件数	5件
	筆数	8筆
	面積	18,332.00 m ²

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、56ページをご覧ください。

整理番号5-1	所有権を移転する農用地	*****	畑	7,953 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買	対価	*****円	

整理番号5-2	所有権を移転する農用地	*****	田ほか2筆	
			合計	7,540 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買	対価	*****円	

整理番号5-3	所有権を移転する農用地	*****	田ほか1筆	
			合計	428 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買	対価	*****円	

整理番号5-4	所有権を移転する農用地	*****	田	1,995 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 贈与			

整理番号 5-5 所有権を移転する農用地 **** * 畑 416 m²
所有権を移転する者 **** *
所有権の移転を受ける者 **** *
所有権移転 贈与

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 6 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

阿達正委員

55 ページの 4-1 と 4-2 ですが、利用権を設定する者が **** * さんで、農林公社に移して、また農林公社からそれを借りるということが出来るのですか。認められるのですか。

事務局（森山係長）

自分の農地を農林公社に貸付をして、その農地をそのまま借り受けるということとは可能です。圃場整備の関係です。

阿達正委員

分かりました。

議 長（上村会長）

この方は ** 地区の方で、圃場整備の話が進んでおります、農地中間管理事業での圃場整備で、条件は中間管理機構に全ての該当農地を預け、自分で耕作する場合は自分の名前で借り受けるというのが義務付けられております。ですので、自分で耕作するというケースは、今までも同様に出ていたかと思えます。

阿達正委員

こういう場合は中間管理機構に手数料は取られるのか。

議 長（上村会長）

賃借料が発生しないので取られません。

阿達正委員

はい、分かりました。

議 長（上村会長）

その他、どうでしょうか。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第 6 号農用地利用集積計画の決定について、事務局の報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。
異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第7号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の57ページをご覧ください。

議案第7号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明いたします。これは、市長が農用地利用集積等促進計画案を作成するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。

利用権（設定）	件数	2件
	筆数	3筆
	面積	6,291.00㎡

基盤強化促進法等の改正により、令和5年4月1日から農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が廃止になり、農用地利用集積等促進計画に一本化されました。2年間の経過措置があるため、集積、配分は地域計画策定まで、今までと同様に利用集積計画等を定めていますが、中間管理機構から借り手への転貸は農用地利用集積等促進計画を定めることとなります。今回、中間管理機構に集積された農地が様々な理由により、記載のとおり別の借り手へ転貸されることになり、促進計画案の作成には農業委員会への意見聴取が必要となるため、市長からの依頼がありました。

つきましては、農業委員会としての意見がある場合にはお願いいたします。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第7号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第7号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め報告のとおり決定いたします。

その他

事務局（森山係長）

- ・活動記録について

事務局（斎藤事務局長）

- ・地域計画地区別話し合いに向けた魚沼市農業委員会等説明会について

議 長（上村会長）

それでは、本日提案の報告並びに議案それぞれの事項は、集中審議をいただきました。大変ありがとうございました。

(時刻は 15 時 25 分)

上記会議の内容は、令和 6 年度第 2 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 6 年 月 日

魚沼市農業委員会

議 長

議席番号 5 番

議席番号 6 番
